

栃木労働局「今月(1月)のおすすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ
> 今月のおすすすめ情報



栃木労働局の
公式SNS↓



① 令和6年度 年末年始無災害運動 (12月1日～1月31日)

○本年度は「**今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害**」を運動標語として「年末年始無災害運動」を展開しています。

本運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で展開するものです。

職場全員で「明るく迎える年末年始」のため「年末年始無災害運動」、「Aない声かけ運動！R6」、「ころばNiceとちぎ」に取り組みましょう。



年末年始無
災害運動
(中災防)



墜落・転落による死亡災害が多発しています!!

年末年始は、大掃除や機械設備の大がかりな保守点検・立上げ作業などの非定常作業が多くなる時期です。慣れない作業を行う時は作業開始前打合せを行い、作業手順を十分確認しましょう。また、「年内に終わらせる」といった急ぎの心理や休暇明けの緩んだ気持ちからくるヒューマンエラーについても十分注意しましょう。

② 【令和6年】栃木県の最低賃金について

地域別最低賃金 ※栃木県内で事業を営む使用者とその事業に使用される労働者に適用されます。

【効力発生日：2024（令和6）年10月1日】 ◆栃木県最低賃金 時間額1,004円

特定最低賃金 ※18歳未満または65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

【効力発生日：2024（令和6）年12月31日】 ◇電子部品等製造業 時間額1,056円

◇塗料製造業 時間額1,109円 ◆自動車・同附属品製造業 時間額1,064円

◆はん用機械器具製造業 時間額1,055円 ◇計量器等製造業 時間額1,056円

注)1 令和6年度においては、「各種商品小売業」最低賃金の改定はありません。

2 「各種商品小売業」最低賃金の適用産業の労働者（適用除外労働者を除く）については、令和6年10月1日以降「**栃木県最低賃金（時間額）1,004円**」が適用されます。

○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、ご活用ください。

* **業務改善助成金**（※本年度の申請期限は、令和7年1月31日までに延長）

【問合せ】業務改善助成金コールセンター TEL：0120-366-440

* **とちぎ賃上げ・業務改善奨励金**

【問合せ】栃木県労働政策課 TEL：028-623-3217

* **キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）**

【問合せ】助成金事務センター TEL：028-614-2263

* **働き方改革推進支援センター相談窓口**

【問合せ】栃木働き方改革推進支援センター TEL：0800-800-8100

栃木県最低賃金の特設ページはこちら



業務改善助成金についてはこちら



キャリアアップ助成金についてはこちら



とちぎ賃上げ・業務改善奨励金についてはこちら



事業主の皆様へ
賃金引き上げ特設ページを開設！詳しくはこちら



③ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、雇用保険制度が変わります！

令和7年4月より新たな雇用保険制度が創設されます。

1. 出生後休業支援給付の創設

両親ともに育児休業を取得することを促進するため、子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に被保険者とその配偶者の両方が**14日以上**の育児休業を取得する場合に、**最大28日間**、休業開始前賃金の13%相当額を出生後休業支援給付として給付し、育児休業給付とあわせて**給付率を80%**とします。

2. 育児時短就業給付の創設

育児期を通じた柔軟な働き方を推進するため、被保険者が2歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給します。



④ 年末年始はたっぷり休んでリフレッシュ！

○年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。
働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する「年次有給休暇の計画的付与制度」や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する「時間単位の年次有給休暇制度」の活用が効果的です。



⑤ 求人掲載時の営業電話のトラブルにご注意ください！

最近、ハローワークで求人を開示した際に、求人広告サイトを運営する事業者等から電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しています。

そのため、求人広告サイトを運営する事業主等と契約して求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には、「事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約」を行ってください。

なお、ハローワークに求人をご提出いただく際に、『ハローワーク以外の事業者からの営業はお断り』や『求人掲載の営業はお断り』などの文言を記載することや、インターネットで公開する際には採用担当者の方のお名前や電話番号を非公開にするといった対応も可能ですので、お気軽に管轄のハローワークの求人担当にご相談ください！



⑥ 令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付制度の給付率が変わります！

雇用保険被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の賃金が60歳時点の賃金の75%未満になった状態で就労する労働者に対し、65歳に達するまでの期間について、60歳以後の各月の賃金の最大15%を支給しているところですが、令和7年度から新たに60歳となる労働者への給付率が10%に縮小されます。



⑦ 改正育児・介護休業法・次世代育成支援対策推進法

○男女ともに子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等をさらに進めていくため、育児・介護休業法等が改正され、**令和7年4月1日から**順次施行されることとなりました。今回の改正により、事業主の皆様におかれましては**就業規則の見直しが必要**になります。

○次世代育成支援対策推進法の改正により、**令和7年4月1日から**一般事業主行動計画策定・変更時に次のことが義務付けられます。（対象：常時雇用する労働者が101人以上の企業）

①計画策定時の**育児休業取得状況（※1）**や**労働時間の状況（※2）**把握等直近の事業年度について把握（PDCAサイクルの実施）

②**育児休業取得状況（※1）**や**労働時間の状況（※2）**に関する数値目標の設定

（※1）男性労働者の「育児休業等取得率」又は男性労働者の「育児休業および育児目的休暇の取得率」

（※2）フルタイム労働者1人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数等の労働時間の「育児休業および育児目的休暇の取得率」

【問合せ】 栃木労働局 雇用環境・均等室 TEL：028-633-2795

就業規則の簡易版はこちら



⑧ 両立支援等助成金が拡充され使いやすくなりました！

令和6年12月17日から両立支援等助成金の「育休中等業務代替支援コース」「出生時両立支援コース」が拡充され使いやすくなりました。

○育休中等業務代替支援コース 手当支給等

- ・育休取得者の業務を代替する労働者に手当を支給すると**最大140万円/人**支給
- ・短時間勤務者の業務を代替する労働者に手当を支給すると**最大128万円/人**支給
- ・支給対象となる企業規模を**全産業一律300人以下**に拡大

○出生時両立支援コース 第2種

- ・**第1種の受給実績がなくても**第2種の申請可能
- ・育休取得率「30%以上UP&50%達成」で**60万円**支給

【問合せ】 栃木労働局 雇用環境・均等室 TEL：028-633-2795

詳しくはこちら

